

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故等番号 | 2012仙第35号 |
| 事故等種類 | 漂流者負傷 |
| 発生日時 | 平成24年8月13日（月） 10時10分ごろ |
| 発生場所 | 福島県会津若松市猪苗代湖西部の外浜沖 会津若松市所在の材木岳四等三角点から真方位046°780m付近 （概位 北緯37°28.8′ 東経140°02.8′） |
| 事故等調査の経過 | 平成24年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 水上オートバイ PERVERSION、0.2トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 230-51021福島、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、特殊小型船舶操縦士 |
| 死傷者等 | 軽傷 2人（漂流者） |
| 損傷 | なし |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、猪苗代湖西部の中田浜及び外浜沖で遊走していた。</p> <p>船長は、外浜沖を西方に向けて速力（対地速力、以下同じ。）約30km/hで遊走中、船首方約10mに‘他の水上オートバイがえい航していた被引浮体’（以下「本件バナナボート」という。）から落水した漂流者2人がいることに気付き、エンジンを停止させて速力を約5km/hに減じたものの、平成24年8月13日10時10分ごろ本船と漂流者2人とが接触した。</p> <p>船長は、漂流者2人を救助後、警察及び消防に通報し、漂流者2人は、救急車で病院へ搬送され、いずれも頭部打撲と診断された。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約20cm</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、免許取得後、水上オートバイの操縦回数は約10回であった。</p> <p>本件バナナボートは、本事故当時、3人が乗っていたが、うち2人がバランスを崩して落水し、漂流していた。</p> <p>船長は、本事故当時、缶ビールを約600ml飲んでいた。</p> <p>船長、同乗者及び漂流者2人は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |

| | |
|---|---|
| <p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>なし なし 本船は、猪苗代湖西部の外浜沖を遊走中、船長が船首方10m付近に接近して本件バナナボートから落水した漂流者に気付いたことから、漂流者に接触し、漂流者が負傷したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、猪苗代湖西部の外浜沖を遊走中、船長が船首方10m付近に接近して本件バナナボートから落水した漂流者に気付いたため、漂流者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 水上オートバイの操縦者は、飲酒の影響で正常な操縦ができなくなる虞があることから、飲酒した際は操縦を行わないこと。 |